

世田谷区における
豪雨対策の現況について

令和8年4月

世 田 谷 区

世田谷区における豪雨対策の現況について

目 次

	ページ
はじめに	1
1. 降雨状況や浸水被害状況などの変化.....	2
1.1 降雨特性.....	2
1.2 浸水被害状況	5
1.3 土地利用の変化.....	10
1.4 独立住宅・集合住宅の現状.....	12
1.5 人口、世帯数の変化.....	15
2. 水害・治水対策等の現状	17
2.1 河川、下水道の整備状況	17
2.2 流域対策の取り組み状況	21
2.3 グリーンインフラの更なる推進・促進	25
2.4 その他の対策	29
3. 治水対策の上位計画.....	33
3.1 治水対策におけるこれまでの経緯.....	33
3.2 東京都豪雨対策基本方針（改定）の概要.....	37

はじめに

近年において、令和元年東日本台風や令和7年7月10日及び同年9月11日豪雨などにより、世田谷区において床上・床下浸水が多数発生しています。

世田谷区では、浸水被害対策として、平成21年に「世田谷区豪雨対策基本方針」、同22年に「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定し、その後、平成28年に「世田谷区豪雨対策基本方針」の修正、令和4年に「世田谷区豪雨対策行動計画」の3回目の改定を経て豪雨対策に取り組んできました。

一方、東京都では、「気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対して安心・安全なまち」の実現に向け、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」が改定されました。今後は改定された同方針をもとに、具体的な豪雨対策の目標が示されている河川流域ごとの「流域豪雨対策計画」についても、東京都及び関係区市等で構成される東京都総合地治水対策協議会において見直される予定です。

世田谷区においても、これら上位計画の改定を反映させた「世田谷区豪雨対策基本方針」及び「世田谷区豪雨対策行動計画」を改定・更新（以下、「計画等の改定・更新」という）を予定しています。

本書「世田谷区の豪雨対策の現況について（令和8年4月）」は、計画等の改定・更新が行われるまでの期間、暫定的に近年の降雨特性や被害状況、東京都・世田谷区の実践状況をまとめた資料です。

世田谷区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」の実現を目指して、豪雨対策を一層推進してまいります。

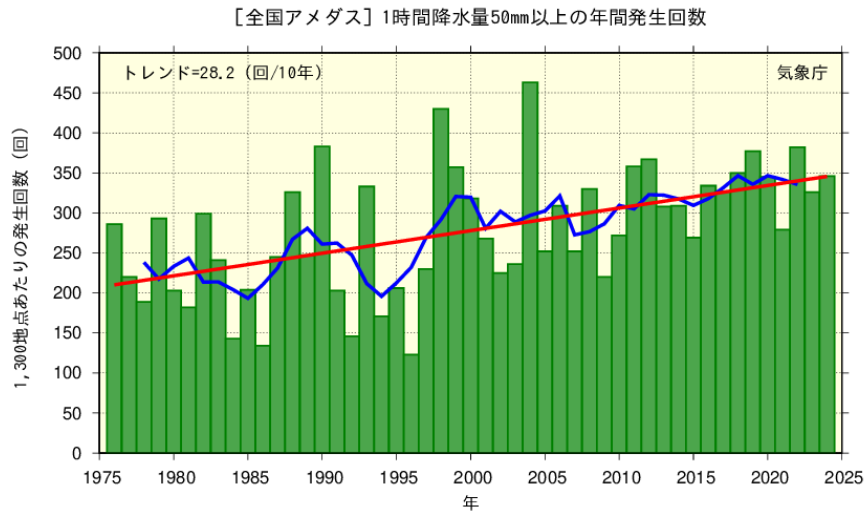
令和8年4月

世田谷区

1. 降雨状況や浸水被害状況などの変化

1.1 降雨特性

近年、日本全国で時間50ミリを超える降雨の年間発生回数が増加しています。図 1.1 に示すように、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）における平均年間発生回数は約226回であったのに対して、最近10年間（2016～2025年）で約340回となっており、約1.5倍に増えています。

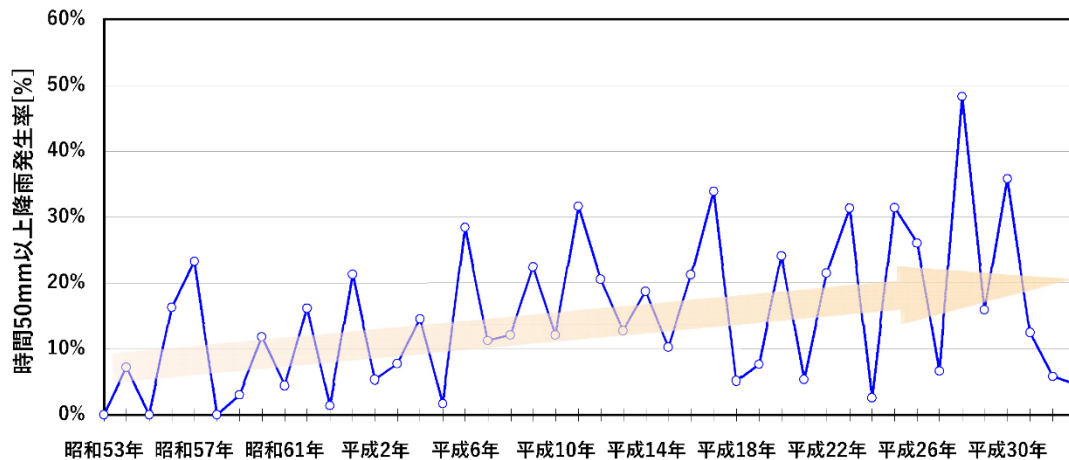


棒グラフ（緑）は各年の年間発生回数、折れ線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を示す

出典：気象庁HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

図 1.1 全国（アメダス）の時間50ミリ以上の年間発生回数

東京都内においても、時間50ミリを超える降雨が増加しています。図 1.2 に示すように、20%以上の観測所で時間50ミリを超える降雨が計測される年も多く、その発生率は増加傾向にあることが分かります。



出典：東京都建設局「過去の被害記録」

図 1.2 時間50ミリ以上の豪雨発生率の経年変化

同様に、世田谷区においても時間50ミリを越える豪雨が増加傾向にあります。世田谷区内に設置されている8雨量局（世田谷、砧、上用賀、玉川、烏山、桜上水、北沢、上祖師谷）の時間最大雨量の発生回数（平成18年～令和7年）は表 1.1 及び図 1.3 に示すとおりです。

表 1.1 降雨特性（世田谷区内8雨量局）

	世田谷区内8雨量局 時間最大雨量の発生回数(回)※			
	時間10ミリ以上 30ミリ未満	時間30ミリ以上 50ミリ未満	時間50ミリ以上 75ミリ未満	時間75ミリ以上
平成18年～ 平成22年	557	66	10	0
平成23年～ 平成27年	496	82	14	2
平成18年～ 令和2年	515	52	10	3
令和3年～ 令和7年	572	81	11	5

出典：世田谷区 雨量水位観測システム（10分データ）

※日最大60分雨量の発生回数より算出しています。

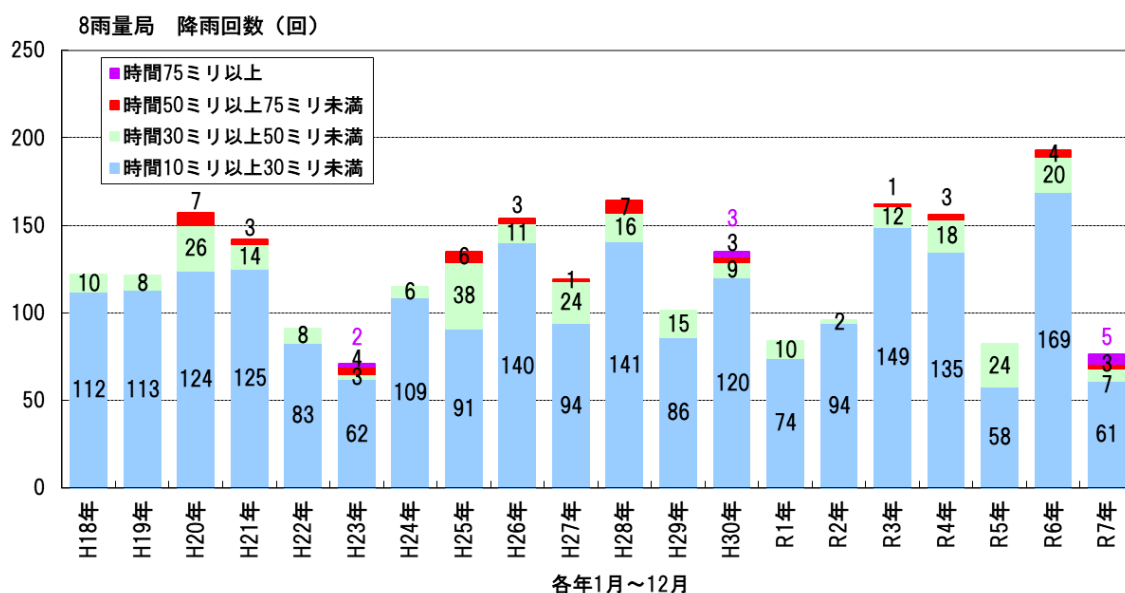


図 1.3 時間最大雨量の発生回数（世田谷区内8雨量局）

図 1.4 に、世田谷区内の 8 雨量局の位置図を示します。



図 1.4 世田谷区内に位置する雨量局位置図

1.2 浸水被害状況

東京では、戦後の 1945～1955（昭和 20～30）年代において、キティ台風、狩野川台風などの強大な台風が相次いで来襲し、なかでも 1958（昭和 33）年の狩野川台風による被害は死傷者 203 名、浸水家屋約 46 万棟に及び、戦後最大の水害でした。

1960～1980（昭和 35～55）年代にかけては、隅田川などの外郭堤防の概成、時間 50 ミリ対応の河川施設や下水道施設の整備が進み、浸水被害は大きく減少しました。

しかし近年においても、時間 50 ミリ以上の降雨により、年間の浸水棟数が 1,000 棟前後となる水害が発生しています。

なかでも、令和元年東日本台風では、25 区市町村で都内初となる大雨特別警報が発表され、時間最大雨量 72 ミリ（八王子市恩方）、総雨量 650 ミリ（西多摩郡奥多摩）を記録しました。この雨で都管理河川では南浅川や秋川など 7 河川で溢水し、都内で 1,323 棟の浸水被害が発生しました。

また、今後は気候変動の影響で更なる降雨量の増加が生じることが予測されています。既に日本全国では大型台風、線状降水帯、各地で発生する突発的な局地的集中豪雨などにより、甚大な被害を生じる災害が発生しており、東京でもこれまで以上に大きな被害が生じる可能性が懸念され、気候変動に応じた豪雨対策が急務となっています。

世田谷区においても、近年、時間50ミリ以上の降雨により、年間の浸水棟数が100棟を超える水害が発生しています。

令和元年10月12日に世田谷区を通過した台風第19号では、多摩川上流の小河内で総雨量645ミリを観測し、多摩川の田園調布（上）水位観測所で国による観測記録上の最高水位を記録しました。世田谷区内では、多摩川の水位上昇に伴い、区内に降った雨水を多摩川に排水することができず、多摩川沿いの広範囲で浸水被害が発生しました。さらに、上野毛・野毛地区では多摩川の無堤防箇所からの溢水の影響や、また、玉堤地区では水門1ヶ所を閉鎖できなかつたため多摩川の水が逆流し住宅地に流入したことが指摘されるなど、複合的な要因による広範囲の浸水被害が発生しました。なお、無堤防箇所については、現在は整備がなされています。

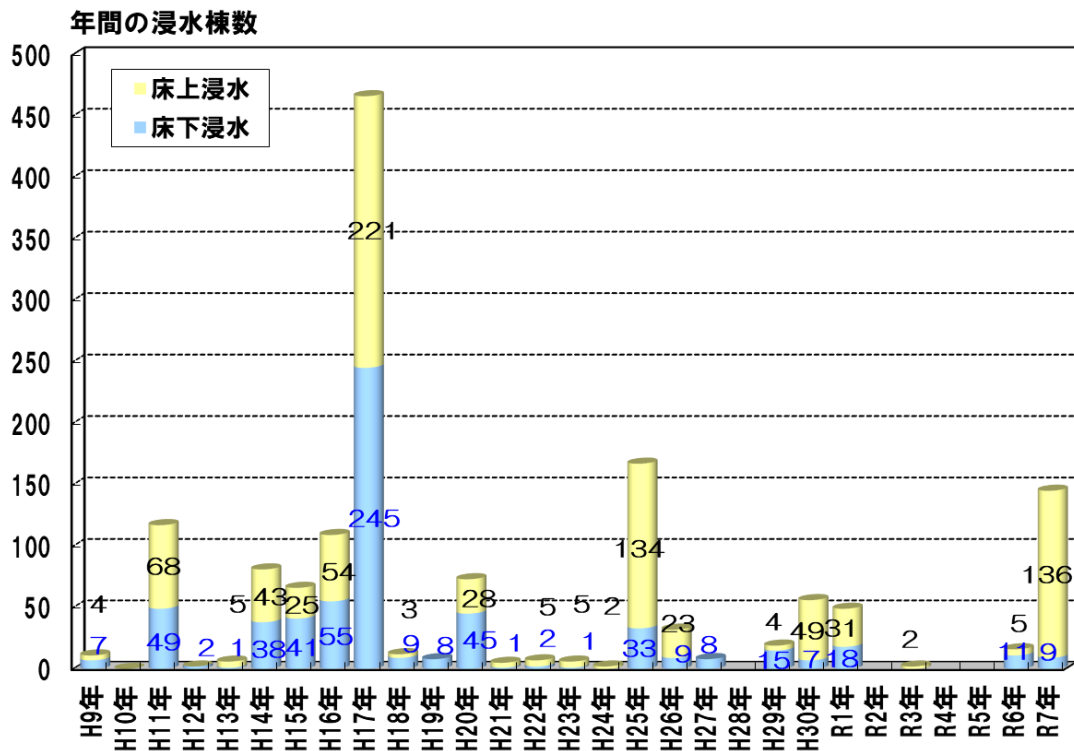
また、気象庁から記録的短時間大雨情報が発表された令和7年9月11日豪雨の解析雨量を図1.6に示します。世田谷区においては、特に玉川地区において時間80ミリを超える降雨があったことがわかります。平成9年～令和7年において、時間最大雨量が最も大きかったのは、玉川観測所の時間111ミリ（平成30年8月27日）でした。

世田谷区における浸水棟数の被害状況とその変化を表1.2、図1.5に示します。

表 1.2 世田谷区における浸水被害状況

年度	浸水棟数(棟)		年度	浸水棟数(棟)	
	床上浸水	床下浸水		床上浸水	床下浸水
平成9年	4	7	平成24年	2	0
平成10年	0	0	平成25年	134	33
平成11年	68	49	平成26年	23	9
平成12年	0	2	平成27年	0	8
平成13年	5	1	平成28年	0	0
平成14年	43	38	平成29年	4	15
平成15年	25	41	平成30年	49	7
平成16年	54	55	令和元年	31	18
平成17年	221	245	令和2年	0	0
平成18年	3	9	令和3年	2	0
平成19年	0	8	令和4年	0	0
平成20年	28	45	令和5年	0	0
平成21年	4	1	令和6年	5	11
平成22年	5	2	令和7年	136	9
平成23年	5	1			

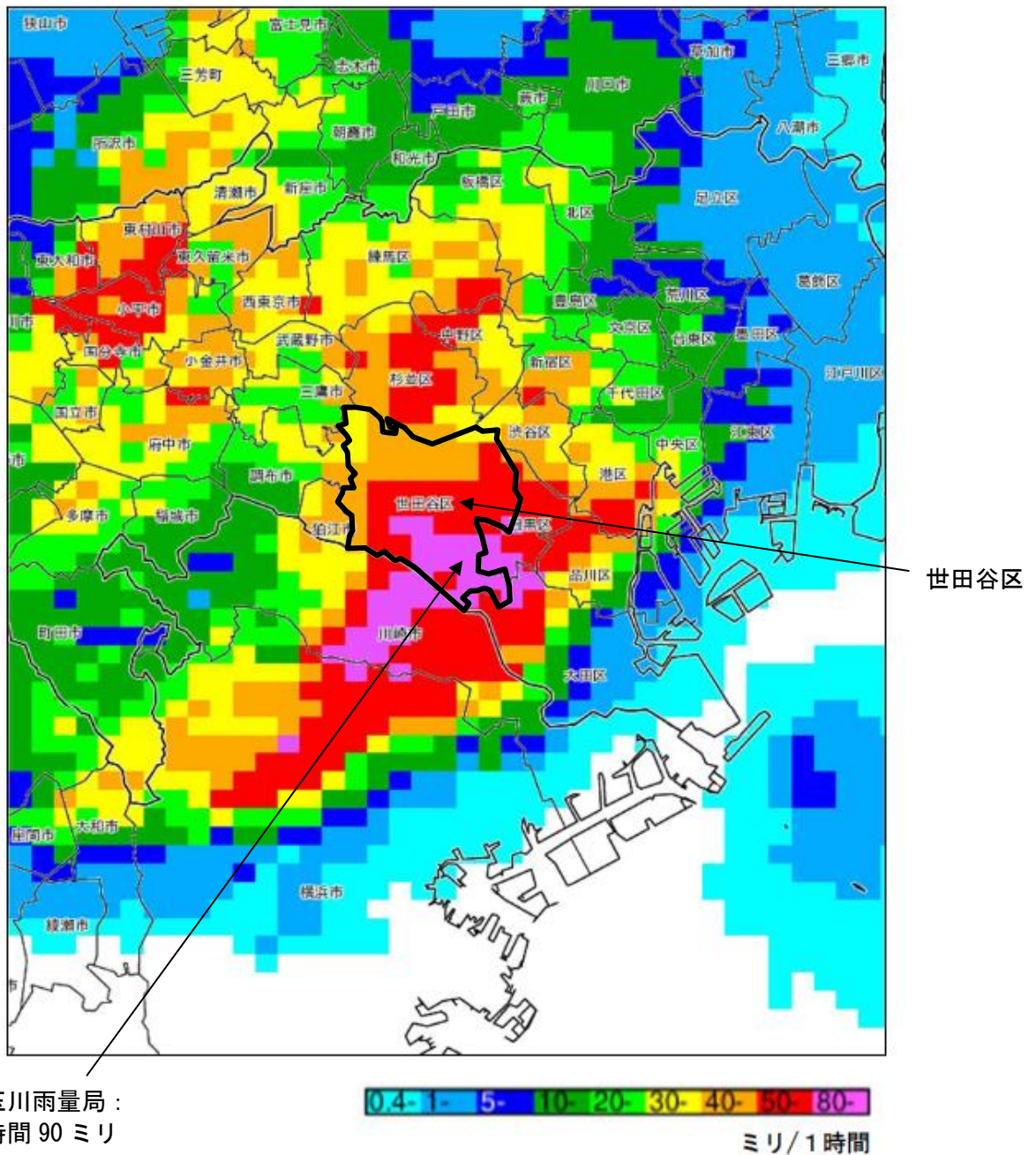
出典：水害箇所確認図 世田谷区



出典：水害箇所確認図 世田谷区

図 1.5 世田谷区内における床上・床下浸水棟数

○解析雨量※（9月11日14時0分から15時0分までの1時間）

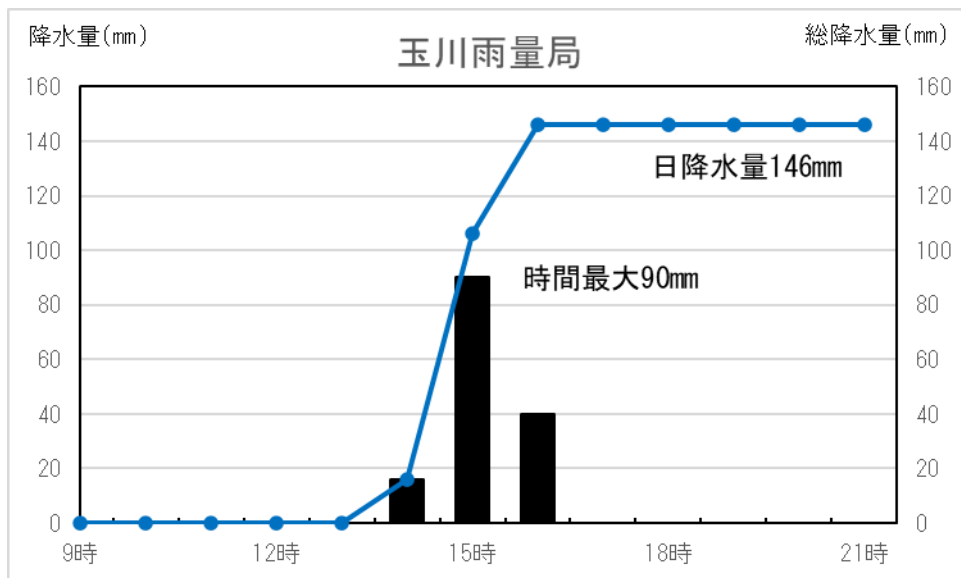


※ 解析雨量とは、気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計により観測されたデータを組み合わせ、1km 四方ごとに過去1時間雨量を解析したものです。

出典：東京管区气象台「令和7年9月11日の大雨に関する東京都気象速報」一部加工

図 1.6 令和7年9月11日における解析雨量

また、令和7年9月11日豪雨において、時間最大雨量が発生した玉川雨量局の降水量及び総降水量を図 1.7 に示します。13時～16の短時間に集中した降雨であったことがわかります。



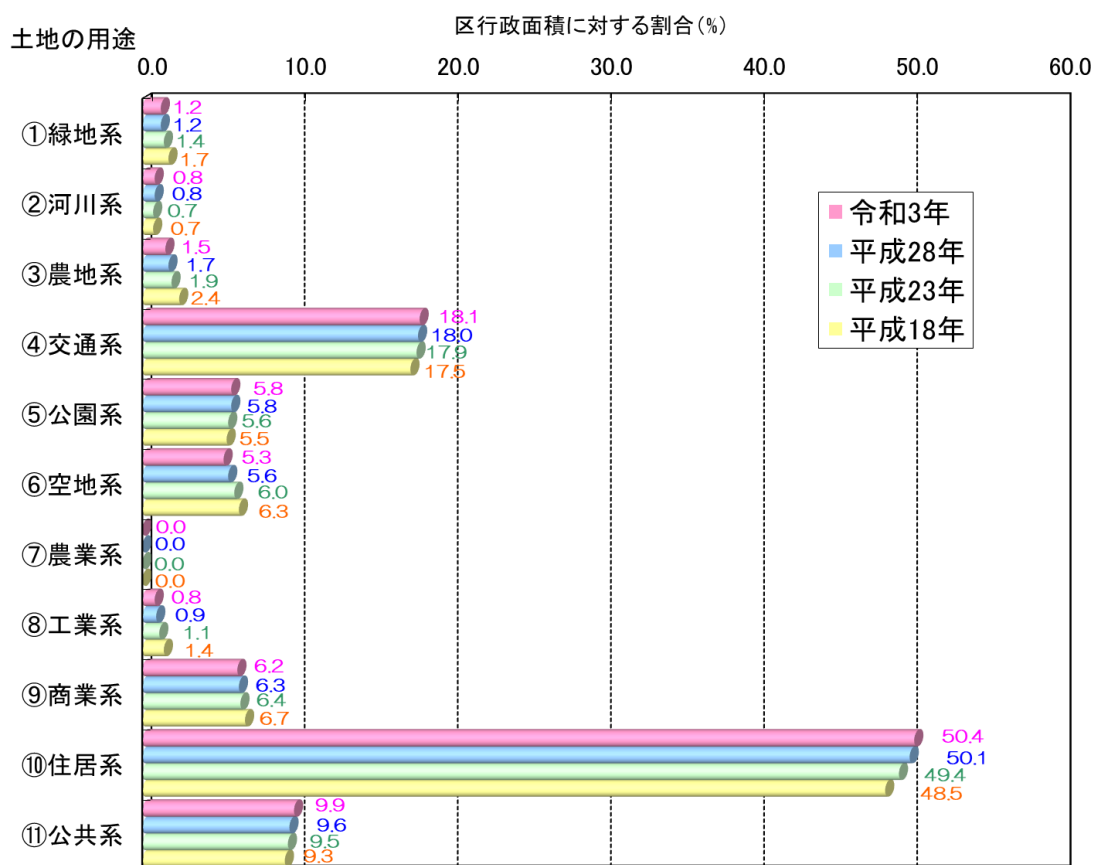
データ出典：世田谷区 雨量水位観測システム (10分データ)

図 1.7 玉川雨量局における降水量 (令和7年9月11日)

1.3 土地利用の変化

世田谷区における平成18年度、平成23年度、平成28年度及び令和3年度の土地利用の変化を図1.8に示し、令和3年度の土地利用割合を図1.9に示します。空地系や農地系といった、水が土にしみ込みやすい浸透区域の面積割合は減少傾向にあります。一方で、住居系や交通系といった不浸透区域の面積割合が増加傾向を示しています。このことから、流出係数が年々増加傾向にあることが推察され、降雨時における河川や下水道への雨水の流出量が増加し、そのことが浸水被害発生原因の一つであると考えられます。

そのため、雨水貯留浸透施設を設置して、降雨時における河川や下水道への雨水の流出を抑制することが重要です。



出典：「世田谷区の土地利用 2021」 世田谷区

図 1.8 土地利用の変化

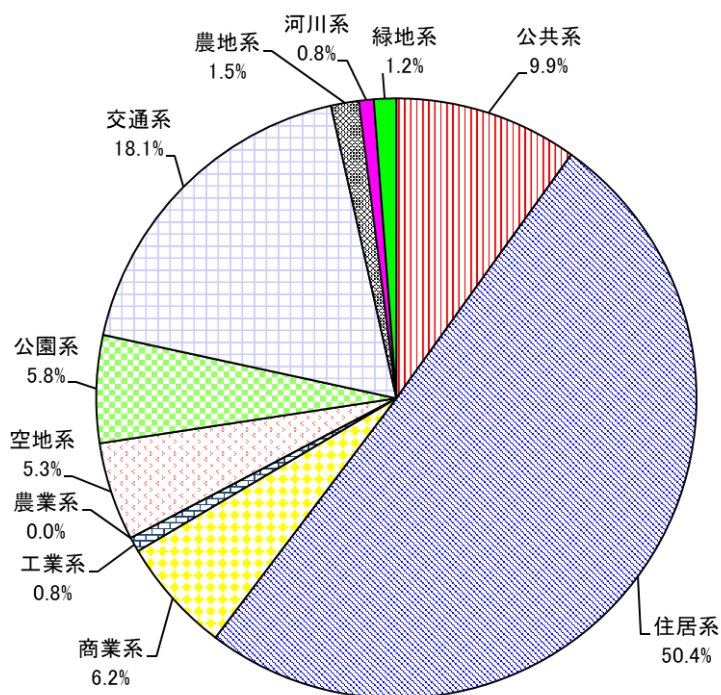


図 1.9 土地利用割合（令和3年度）

- ①緑地系：原野、森林 ②河川系：水面・河川・水路 ③農地系：田、畑、樹園地、採草放牧地
 ④交通系：道路、鉄道・港湾等 ⑤公園系：公園・運動場等 ⑥空地系：屋外利用地等、未利用地等
 ⑦農業系：農林漁業施設 ⑧工業系：専用工場等、住居併用工場等、倉庫運送関係施設
 ⑨商業系：事務所建築物、専用商業施設等、住商併用建物、宿泊・遊興施設、スポーツ・興行施設
 ⑩住居系：専用独立住宅、集合住宅 ⑪公共系：官公庁、教育文化、厚生医療、供給処理施設

1.4 独立住宅・集合住宅の現状

世田谷区における敷地区別の独立住宅、集合住宅の総面積を表 1.3、図 1.30 に示し、敷地の用途別面積割合を図 1.41 に示します。

独立住宅及び集合住宅の総面積は、世田谷区全面積の約 50% を占めており、住宅における浸水対策が重要となります。

ここで、独立住宅の面積は、道路や公園、農地、その他を除いた宅地（建物）の面積の約 40% を占めており、敷地区別に見ると、100m² 以上から 150m² 未満の総面積が最も大きくなっています。一方、集合住宅の面積は、道路や公園、農地、その他を除いた宅地（建物）の面積の約 30% を占めており、敷地区別に見ると、2000m² 以上の総面積が最も大きくなっています。

世田谷区では民間による建築等の際には「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」において、大規模民間施設（敷地面積 500m² 以上）では 600m³/ha、小規模民間施設（敷地面積 500m² 未満）では 300m³/ha で単位対策量を設定し、雨水貯留浸透施設の設置を促進しています。世田谷区では引き続き浸水被害軽減のため、流域対策を推進・促進していきます。

表 1.3 敷地区別の総面積（道路面積を除く）

		独立住宅	集合住宅	計
50㎡未満	棟数(棟)	4,530	244	4,774
	面積(㎡)	198,909	10,635	209,543
50㎡以上100㎡未満	棟数(棟)	42,062	3,291	45,353
	面積(㎡)	3,275,228	267,886	3,543,114
100㎡以上150㎡未満	棟数(棟)	35,585	6,599	42,184
	面積(㎡)	4,304,319	829,615	5,133,933
150㎡以上200㎡未満	棟数(棟)	16,837	6,411	23,248
	面積(㎡)	2,900,676	1,114,185	4,014,861
200㎡以上300㎡未満	棟数(棟)	12,809	6,972	19,781
	面積(㎡)	3,063,639	1,691,532	4,755,170
300㎡以上500㎡未満	棟数(棟)	5,206	4,754	9,960
	面積(㎡)	1,915,207	1,793,122	3,708,329
500㎡以上1000㎡未満	棟数(棟)	1,258	2,686	3,944
	面積(㎡)	824,091	1,866,012	2,690,103
1000㎡以上2000㎡未満	棟数(棟)	318	1,424	1,742
	面積(㎡)	419,610	1,962,091	2,381,701
2000㎡以上	棟数(棟)	46	664	710
	面積(㎡)	140,933	2,702,862	2,843,795
合計	棟数(棟)	118,651	33,045	151,696
	面積(㎡)	17,042,611	12,237,939	29,280,550

出典：「土地利用現況調査」（令和3年度）世田谷区

※1 着色部は棟数、総面積が列の中で最も多い箇所を示しています。

独立住宅：専用一戸建て住宅、住宅＋別用途（診療所、医院等）

集合住宅：マンション、アパート、寄宿舍、寮及び長屋

公社、公団、都民住宅、都営住宅及び区営住宅

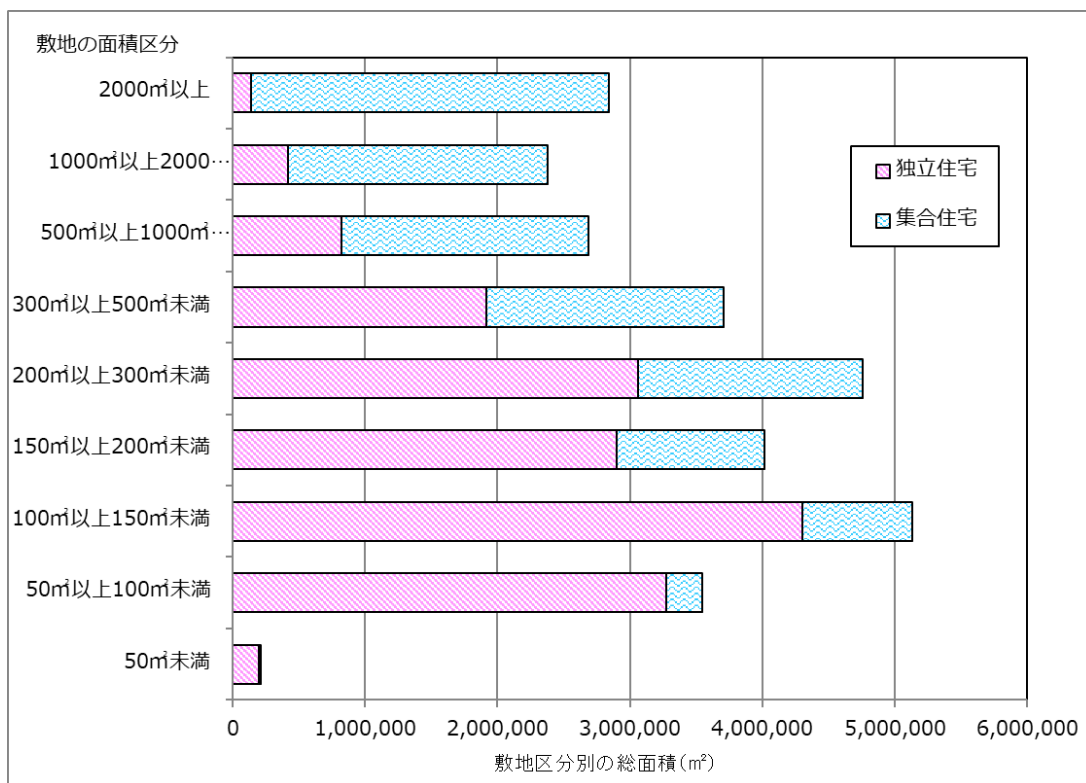


図 1.30 敷地の面積区分別 住宅総面積

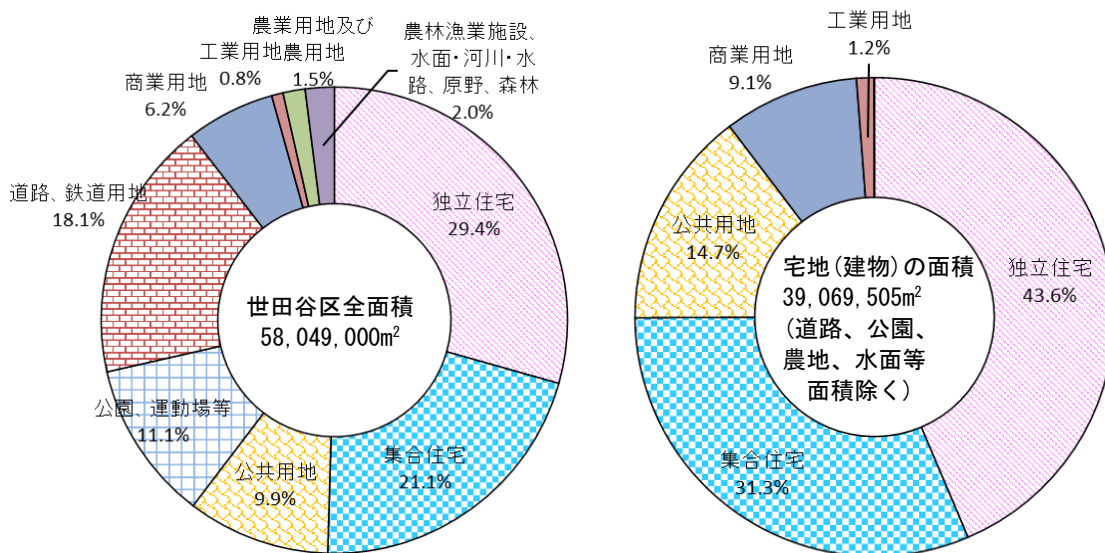


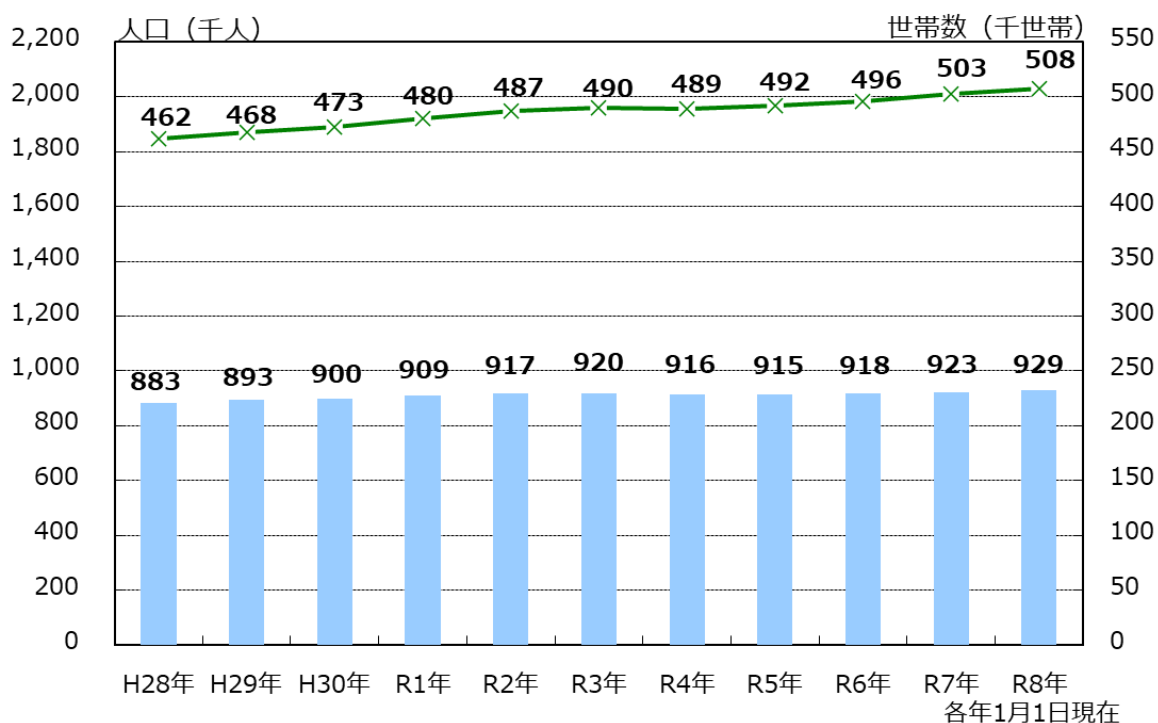
図 1.41 敷地の用途別面積割合

1.5 人口、世帯数の変化

過去10年間における世田谷区の行政人口及び世帯数の推移グラフを図 1.52 に示し、昭和54年1月1日と令和8年1月1日における5歳階級別人口の比較図を図 1.63 に示します。

行政人口、世帯数ともに概ね年々増加傾向にあり、令和8年1月1日において、世田谷区の行政人口は約93万人、世帯数は約51万世帯となっています。人口や世帯数の増加はこれからも続くことが予想されています。

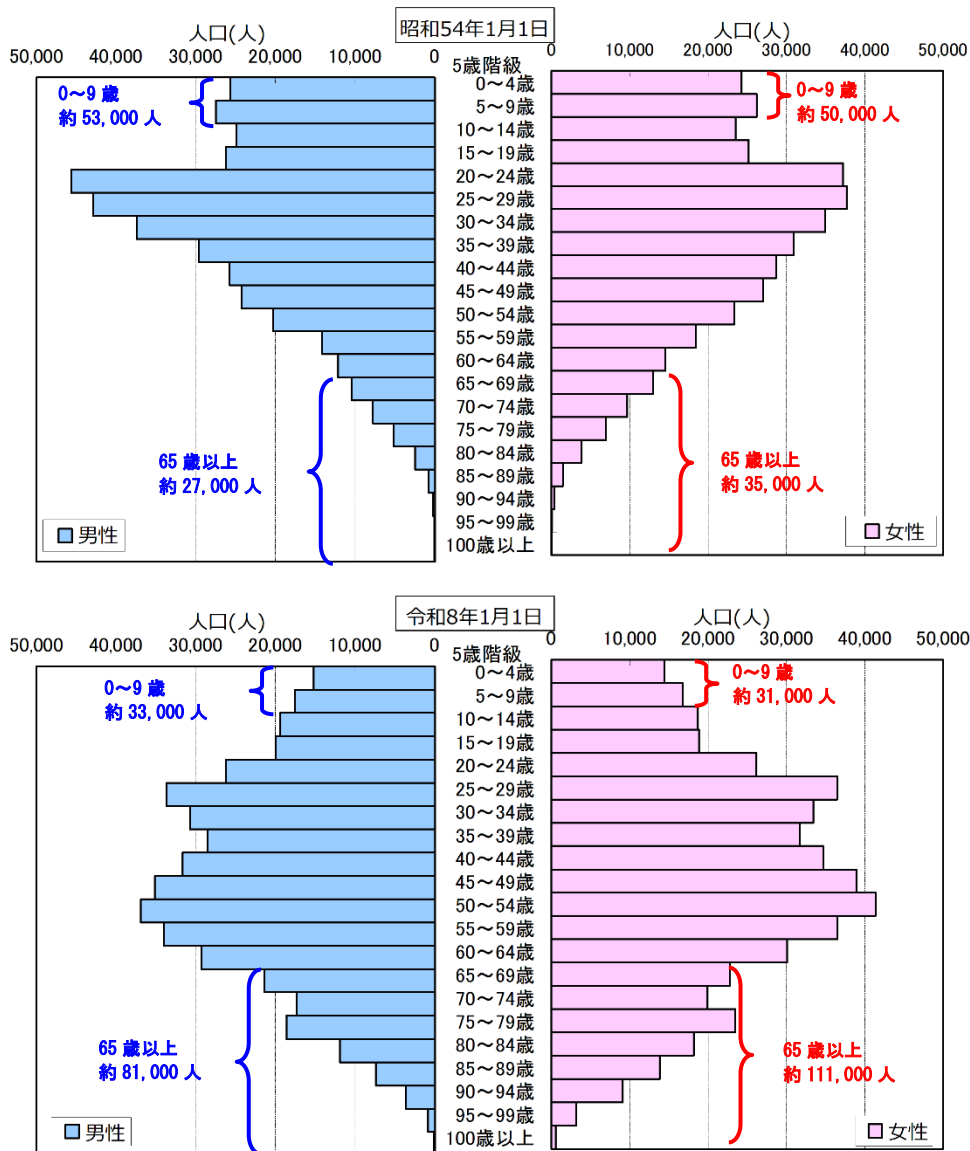
一方、図 1.63 に示す5歳階級別人口を見ると、昭和54年1月1日と比較して近年では少子高齢化が進んでいることがわかります。高齢者の割合が増加することにより、災害時における「自助」が低下するとともに、地域コミュニティ（自治会や消防団）を担う人々の減少による「共助」の低下、税収減少や社会保障費等の増大により社会資本整備への投資余力が減少する可能性があるため「公助」の低下も懸念されます。



出典：「世田谷区全域の人口と世帯数」 世田谷区

※住民基本台帳法の一部改正により、平成25年より外国人を含んだ数値となっています。

図 1.52 行政人口と世帯数の推移



出典：世田谷区 年齢別人口（全域）

※令和8年1月1日の5歳階級別人口は外国人人口を含みます

図 1.63 5歳階級別人口（昭和54年1月1日及び令和8年1月1日）

2. 水害・治水対策等の現状

2.1 河川、下水道の整備状況

(1) 河川の整備状況

世田谷区内の一級及び二級河川の整備・管理は、多摩川を除いて基本的に東京都の役割^{※1}となっています。

令和7年4月末現在、野川及び仙川の護岸整備率は98%を超えています。

野川については下流にある仙川合流部を除き、時間50ミリ相当の降雨に対応する工事は完了しています。

仙川については、区内の全区間における、時間50ミリ相当の降雨に対応する工事を実施中です。

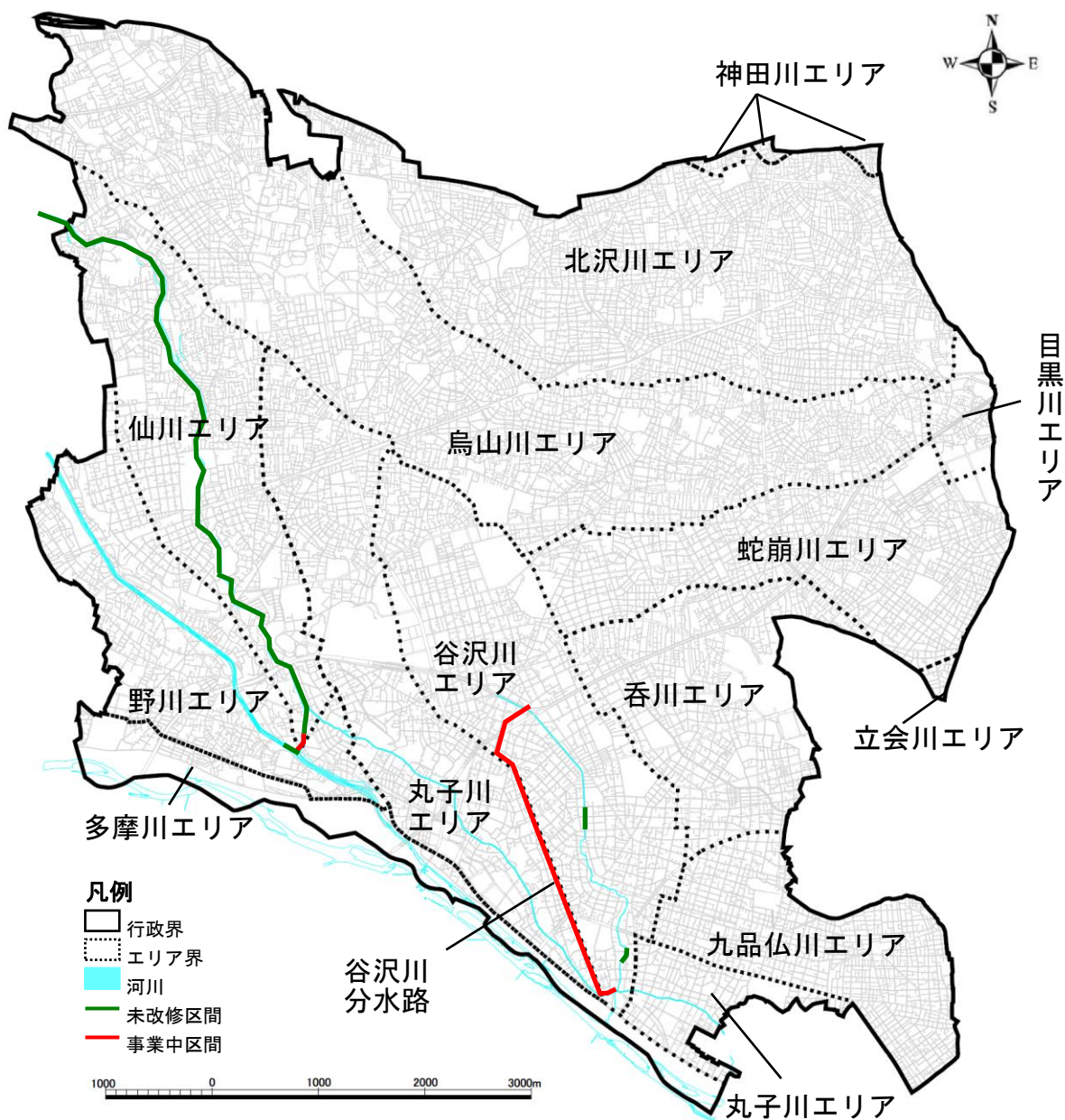
谷沢川については、時間75ミリ相当の降雨へ対応するため、谷沢川分水路の整備が平成30年度より着工されており、整備が進められています。

丸子川流域については、下水道整備により降雨に対応する計画であるため、丸子川は、現況の流下能力の確保に努めるとしています。

一方、二級河川である目黒川、烏山川、北沢川、蛇崩川、呑川及び九品仏川については、昭和30年代以降に河道の暗渠化が進められたことで、河川としての流れの形態は失われ、下水道幹線になっています。

区内における河川（多摩川を除く）の整備状況を図2.1に示します。

※1 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、草刈り等の日常の維持管理については、世田谷区の役割となっている。



参照：「谷沢川及び丸子川流域河川整備計画 東京都、野川流域河川整備計画 東京都」

図 2.1 河川の整備状況図（令和7年4月末現在）

(2) 下水道施設の整備状況

世田谷区内には、汚水と雨水を同一の管渠を用いて排除する合流式下水道区域と、汚水と雨水を別々に排除する分流式下水道区域が存在します。下水道の整備は、東京都が主体となっており、合流式下水道区域は、概ね整備が完了しています。一方、分流式下水道区域については、汚水管渠の整備が概ね終了しているものの、雨水管渠については未整備区域が多く存在します。下水道施設（雨水）の整備状況を表 2.1 に示し、下水道幹線の整備状況を表 2.2 に示します。また、下水道の整備状況図を図 2.2 に示します。表 2.1 より、分流式下水道区域については、計画面積 2,215 ha に対して整備済み面積が 595 ha となっており、約 73% の区域が時間 50 ミリ相当の降雨に対して未整備となっています。また、表 2.2 より、上沼部雨水幹線の整備率は 32% となっており、他の地区よりも整備率が低いことがわかります。

表 2.1 合流式と分流式（雨水）における下水道施設の整備状況（令和 7 年 3 月末現在）

	面積(ha)		整備率 (%) B ÷ A × 100
	計画 A	整備済み ^{※1} B	
合流式下水道区域	3,511	3,511	100
分流式（雨水）下水道区域	2,215	595	27

※1 東京都下水道局南部下水道事務所調べ

表 2.2 下水道幹線の整備状況（令和 7 年 3 月現在）

区分	幹線名	延長(m)		整備率 (%) C = (B ÷ A) × 100
		認可 A	整備 B	
合流	赤堤	1,410	1,410	100.00%
	松原	620	620	100.00%
	烏山北	3,530	3,530	100.00%
	烏山北第一号	1,700	1,700	100.00%
	烏山	18,130	18,130	100.00%
	蛇崩川	9,460	9,460	100.00%
	目黒川	7,030	7,030	100.00%
	代沢	1,970	1,970	100.00%
	北沢	14,410	14,410	100.00%
	九品仏	2,560	2,560	100.00%
	呑川	22,000	22,000	100.00%
	池尻	2,296	2,296	100.00%
	駒沢	1,610	1,610	100.00%
	第二多摩川	10,080	10,080	100.00%
	多摩川	21,350	21,350	100.00%
	新駒沢	4,480	4,480	100.00%
	上北沢	900	0	0.00%
	蛇崩川増強	7,150	2,672	37.37%
呑川増強	4,840	680	14.05%	
	合流計	135,526	125,988	92.96%
分流 (雨水)	宇奈根雨水	1,270	1,270	100.00%
	谷川雨水	6,020	5,597	92.97%
	下野毛雨水	1,320	1,320	100.00%
	谷沢川雨水	1,900	1,890	99.47%
	等々力雨水	1,050	1,050	100.00%
	上沼部雨水	880	285	32.39%
	分流計	12,440	11,412	91.74%

出典：「世田谷区土木施設現況調書」（令和 7 年度）世田谷区道路交通計画部



参照：「東京都下水道計画図（令和7年4月）」に一部加筆

図 2.2 下水道の整備状況と幹線位置図（令和7年4月現在）

2.2 流域対策の取り組み状況

(1) 流域対策の目標値

世田谷区では、上位計画である「東京都豪雨対策基本方針」や「各河川流域豪雨対策計画」の改定等を踏まえ、「世田谷区豪雨対策基本方針」及び「世田谷区豪雨対策行動計画」を適宜改定し、対策を進め、雨水貯留浸透施設等の推進を図ることにより、令和19年度までに時間10ミリ相当以上の降雨の流出抑制を推進します。

なお、世田谷区に関連する流域は目黒川、野川、呑川、谷沢川・丸子川及び神田川であり、各河川流域における流域対策計画の概要は表2.3の通りで、令和19年度までの目標対策量が示されています。

表 2.3 各河川流域における豪雨対策計画の概要（平成30年～令和元年作成）

		神田川	目黒川	野川	呑川	谷沢川・丸子川	合計
計画策定年月		平成30年3月	令和元年11月	平成31年3月	平成31年3月	平成31年3月	
目標年次		令和19年度	令和19年度	令和19年度	令和19年度	令和19年度	
対策基準	公共施設(建物)	600 m ³ /ha	500 m ³ /ha	500 m ³ /ha	600 m ³ /ha	600 m ³ /ha	
	公共施設(車道)	290 m ³ /ha	290 m ³ /ha	290 m ³ /ha	290 m ³ /ha	290 m ³ /ha	
	公共施設(歩道)	200 m ³ /ha	200 m ³ /ha	200 m ³ /ha	200 m ³ /ha	200 m ³ /ha	
	公共施設(公園)	600 m ³ /ha	500 m ³ /ha	500 m ³ /ha	600 m ³ /ha	600 m ³ /ha	
	大規模民間施設(500m ² 以上) 小規模民間施設(500m ² 未満)	600 m ³ /ha 300 m ³ /ha	500 m ³ /ha 300 m ³ /ha	500 m ³ /ha 300 m ³ /ha	600 m ³ /ha 300 m ³ /ha	600 m ³ /ha 300 m ³ /ha	
目標対策量(万m ³)		その他 ^{※1} 1.7	世田谷区 29.5	世田谷区 14.3	世田谷区 10.3	世田谷区 15.9	70.0
	千代田区	9.0	港区 0.1	立川市 1.7	大田区 10.3	大田区 1.7	
	中央区	3.6	品川区 8.7	武蔵野市 4.2	目黒区 6.5		
	新宿区	36.2	目黒区 9.3	三鷹市 21.6			
	文京区	26.1	杉並区 1.3	府中市 5.9			
	台東区	5.6	三鷹市 3.1	調布市 20.2			
	渋谷区	4.3		小金井市 16.7			
	中野区	27.2		小平市 3.8			
	杉並区	61.4		国分寺市 13.4			
	豊島区	14.2		狛江市 6.6			
	練馬区	8.8					
	武蔵野市	15.9					
	三鷹市	2.4					
	計	216.4	計 52.0	計 108.4	計 27.1	計 17.6	

※1 その他の流域対策の対象面積が1%以下となる世田谷区、北区、荒川区の合計である。

(2) 流域別の目標対策量と実績

世田谷区の取組みとして、令和19年度までに時間10ミリ相当以上の流出抑制を図ることとし、各河川流域（目黒川流域、谷沢川・丸子川流域、野川流域、呑川流域）の令和19年度末時点の目標対策量を表2.4のとおり設定しています。

また、世田谷区では昭和50年度より、雨水貯留浸透施設の設置に取り組んでおり、令和8年3月末現在、約59万³の流域対策を行っています。これまでに世田谷区内に設置された雨水貯留浸透施設の河川流域別設置状況を表2.4及び図2.3に示します。

表 2.4 目標対策量と実績

河川名	令和19年度末時点の 目標対策量 (万 ³)	令和8年3月時点の 実績 (万 ³)	達成率(%)
目黒川	48.2	29.3	60.8
谷沢川・丸子川	18.4	15.5	84.2
野川	14.3	10.9	76.1
呑川	10.3	3.6	35.1
計	91.2	59.3	65.0

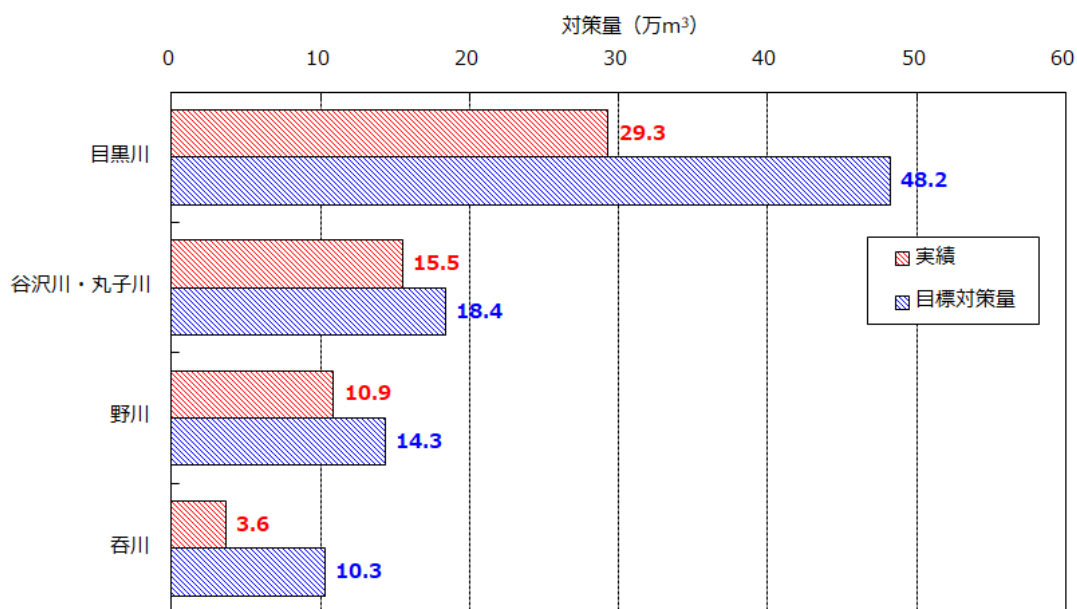


図 2.3 目標対策量と実績 (令和8年3月時点)

各河川流域における実績（令和8年3月末まで）と予測値（令和19年度）を図2.4～図2.8に示します。

＜目黒川流域＞

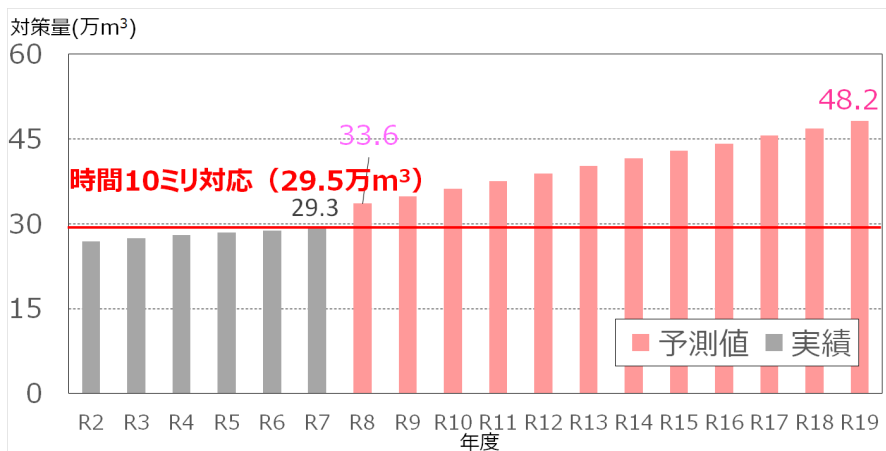


図 2.4 目黒川流域の実績（令和8年3月末まで）と予測値

＜谷沢川・丸子川流域＞

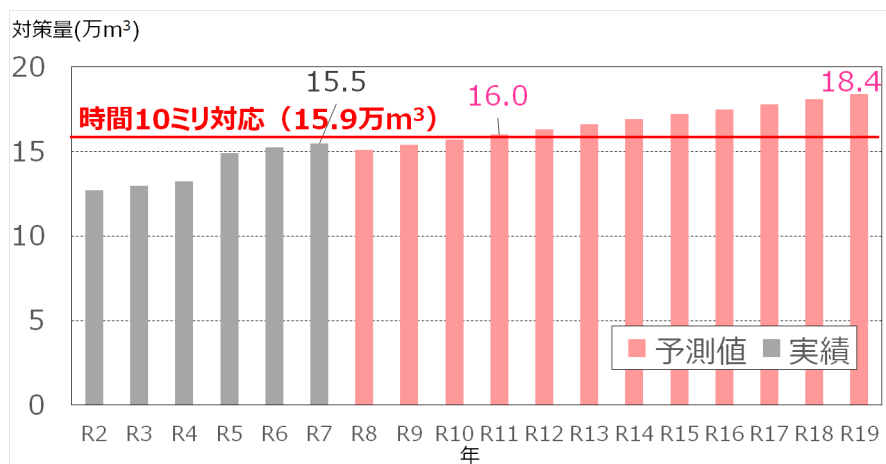


図 2.5 谷沢川・丸子川流域の実績（令和8年3月末まで）と予測値

＜野川流域＞

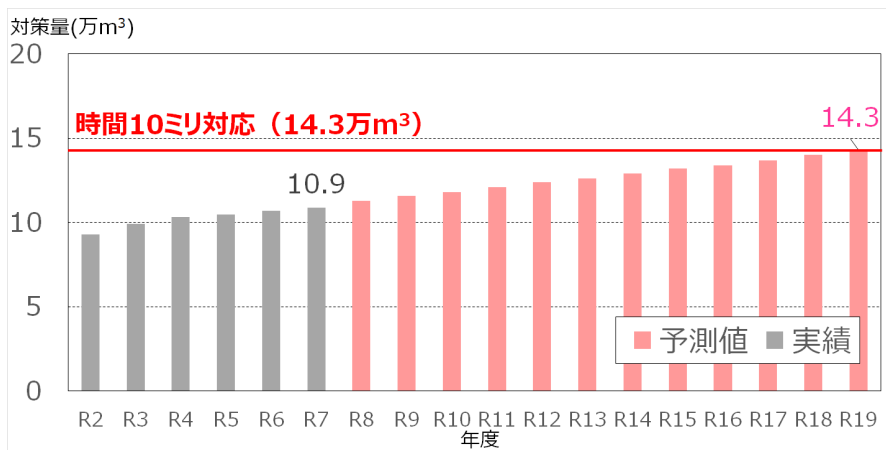


図 2.6 野川流域の実績（令和8年3月末まで）と予測値

<呑川流域>

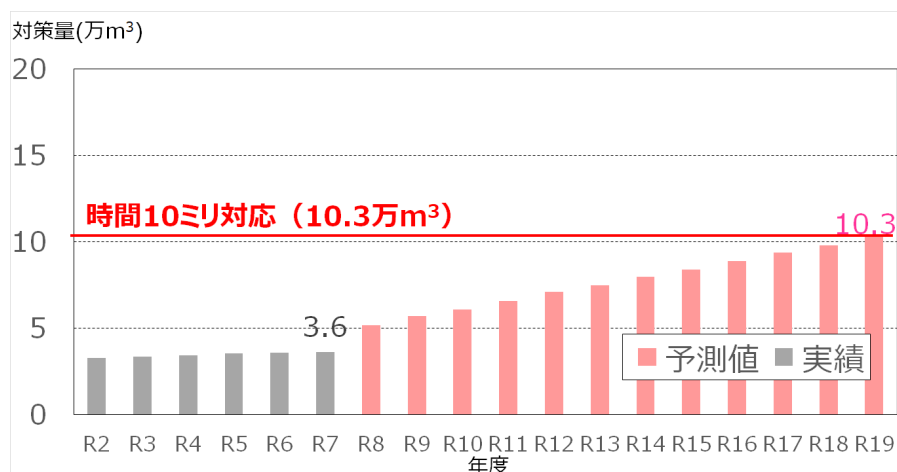


図 2.7 呑川流域の実績（令和8年3月末まで）と予測値

<多摩川水系>

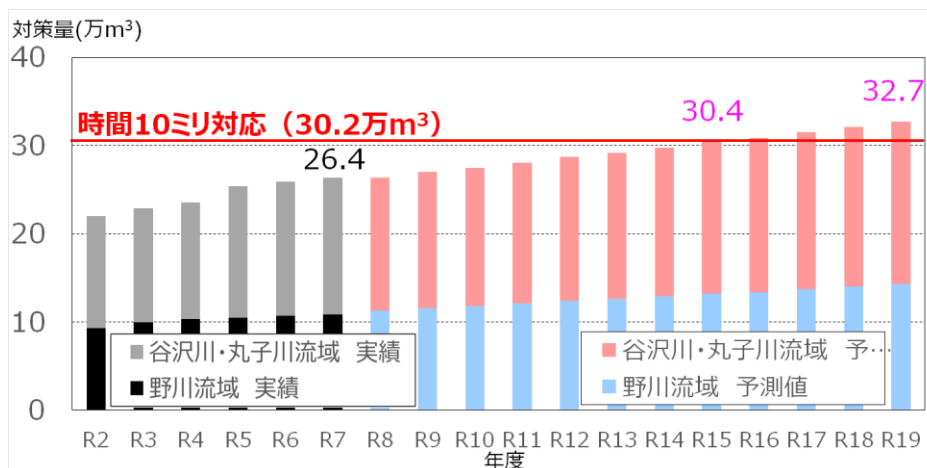


図 2.8 多摩川水系（谷沢川・丸子川、野川）流域の実績（令和8年3月末まで）と予測値

(3) 神田川流域における流域対策の着実な推進

神田川流域においては、「神田川流域豪雨対策計画（改定）」において、流域対象面積が1%以下となる世田谷区、北区及び荒川区の合計が「その他」として分類されており、その3区を合わせた令和19年度末目標対策量1.7万m³です。世田谷区では神田川流域でも引き続き流域対策を推進していきます。

2.3 グリーンインフラの更なる推進・促進

世田谷区では、令和6年3月に策定した「せたがやグリーンインフラガイドライン」において、グリーンインフラを「自然が持つ様々な機能を積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと。」と捉え、みどりの保全や流域対策を推進しています。

また、令和6年3月に「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針」の改定を行い、従来の貯留浸透施設に加え、より一層グリーンインフラの考えを取り入れた雨庭等の浸透施設を追加し、区民の皆様や事業者が雨水貯留浸透施設を設置する際に、浸透施設の選択肢を増やすことで、都市型水害の軽減における流域対策の推進・促進を図っています。

世田谷区では、グリーンインフラの推進・促進のため以下の取り組みを行っています。

I. 世田谷グリーンインフラ学校～自分でもできる雨庭づくり～の開催

世田谷区では、令和3年度から世田谷グリーンインフラ学校を毎年開催しています。

この学校は、自然環境が持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラや雨水利用等に関して、有識者による講義やグループディスカッション等で体系的に学び、自宅の庭でも再現可能な「雨庭」を参加者自らの手で演習フィールドにつくる公開講座です。

本学校では「雨庭づくりを通じて、グリーンインフラの魅力や意義を地域の中で率先して広めていく」グリーンインフラ実践者の育成をめざしています。

令和7年度 世田谷グリーンインフラ学校

自分でもできる雨庭づくり

【あめいっしょ】

92万人で取り組むグリーンインフラ
住宅都市「世田谷」市民の小さな実践をつなげて、

鳥山区民センター
世田谷トラストまちづくり
ビジターセンター

9月23日(水) 10時～17時

20名程度(先着順)

【参加費】無料

【申し込み】

①雨水利用による生物多様性豊かな庭づくり
②雨庭の設置方法や区民の緑地等実践を学ぶ(体験あり)

【申し込み先】

世田谷区環境課(03-6379-4233)

【お問い合わせ先】

世田谷区環境課(03-6379-4233)

【申し込み先】

世田谷区環境課(03-6379-4233)

令和7年度 世田谷グリーンインフラ学校

自分でもできる雨庭づくり

【あめいっしょ】

92万人で取り組むグリーンインフラ
住宅都市「世田谷」市民の小さな実践をつなげて、

鳥山区民センター
世田谷トラストまちづくり
ビジターセンター

10月11日(土) 10時～17時

20名程度(先着順)

【参加費】無料

【申し込み】

①雨水利用による生物多様性豊かな庭づくり
②雨庭の設置方法や区民の緑地等実践を学ぶ(体験あり)

【申し込み先】

世田谷区環境課(03-6379-4233)

【お問い合わせ先】

世田谷区環境課(03-6379-4233)

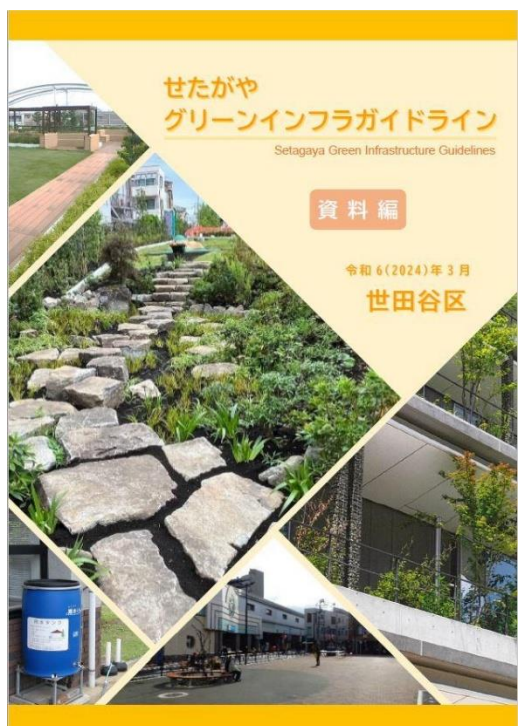
【申し込み先】

世田谷区環境課(03-6379-4233)

出典：世田谷区 HP

II. せたがやグリーンインフラガイドラインの策定

令和6年3月に「せたがやグリーンインフラガイドライン」を策定しました。世田谷区では、グリーンインフラについて、区と区民の皆様や事業者の方がそれぞれの立場で取り組むための指針などをガイドラインとしてまとめました。



出典：世田谷区 HP

Ⅲ.グリーンインフラ普及啓発のための動画公開

令和6年4月より世田谷区公式YouTube（SetagayaCity - YouTube）にてグリーンインフラに関する動画を配信しています。

グリーンインフラの取組みを はじめてみませんか



出典：世田谷区公式 YouTube

IV.せたがやグリーンインフラライブラリー

『せたがやグリーンインフラライブラリー』では、グリーンインフラの持つ「地下水涵養」、「流域対策」、「緑化」、「みどりの保全」、「雨水利用」、「ヒートアイランド対策」の6つの機能に着目し、このうち3つ以上の機能を持ち、みどりの基本計画策定以降に整備した道路、公園、建物等の施設について、紹介しています。



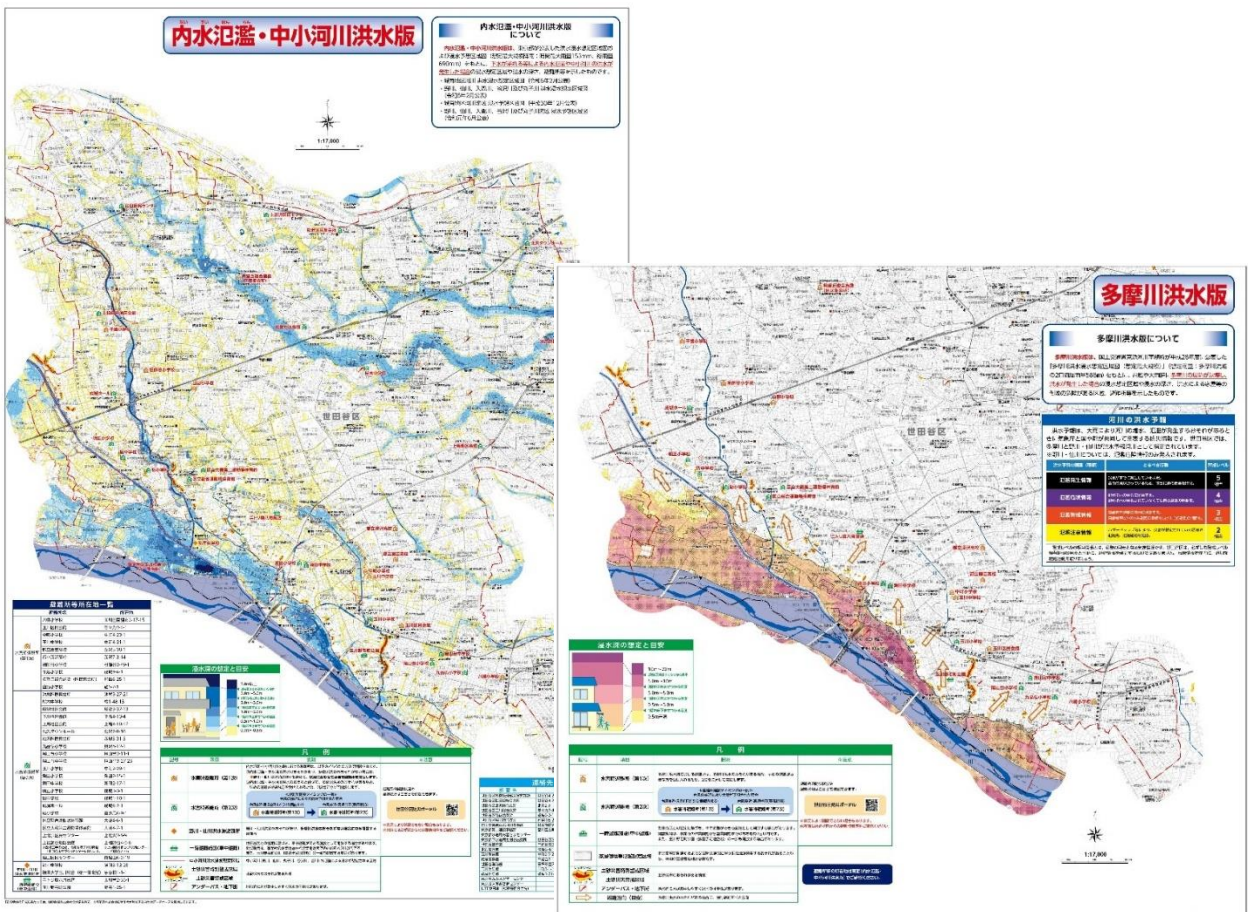
出典：世田谷区 HP

2.4 その他の対策

(1) 洪水ハザードマップの作成、公表

世田谷区では、国土交通省京浜河川事務所が公表した「多摩川洪水浸水想定区域図（想定最大降雨）」（想定雨量：多摩川流域の2日間総雨量588mmを想定）及び東京都が公表した「城南地区河川洪水浸水想定区域図」と「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川洪水浸水想定区域図」（想定雨量：いずれも時間最大雨量153mm、総雨量690mmを想定）をもとに、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」を作成し、世田谷区のホームページで公開しています。

洪水ハザードマップは、区民の皆様が水害に関する情報を提供して、事前の備えに役立てていただくことを目的としています。洪水ハザードマップにより、自宅周辺の状況を知っていただき、いざというときに備えて自宅から避難所までの経路を確認するなど、日ごろからの備えをお願いしています。



出典：世田谷区 HP

図 2.9 世田谷区洪水ハザードマップ（中小河川洪水版、多摩川洪水版）

(2) 要配慮者への対策

世田谷区は、水防法の改正（平成29年6月19日施行）により、浸水想定区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地を「世田谷区地域防災計画」において周知しています。

(3) 災害・防犯情報メール配信サービス

パソコンや携帯電話等のメールアドレスを登録いただくことで、世田谷区に関する防犯情報や防災情報をメールで受信することができるサービスです。

気象警報、雨量（一定の基準値以上）、河川水位（一定の基準値以上）、洪水警報、土砂災害などが配信されます。

(4) 水害時避難行動マップの作成

平成17年9月に発生した集中豪雨により、野川、仙川が溢水し、鎌田地区を中心に甚大な浸水被害をもたらしました。また、平成19年9月に発生した台風9号による多摩川の増水で、二子玉川南地区に避難勧告を発令しました。

これらを受けて、世田谷区や地元町会などが連携し、避難情報や水害時に避難ルートなどが確認できる「水害時避難行動マップ」を作成しました。



出典：世田谷区玉川総合支所地域振興課

図 2.10 水害時避難行動マップ

(5) 土のうステーションについて

世田谷区では、区民の皆様が必要に応じ、いつでも土のうを持ち出せるように「土のうステーション」を設置しました。また世田谷区公式 YouTube (SetagayaCity - YouTube) にて土のうの並べ方等に関する動画を配信しています。

土のうステーションをご利用ください

区では、必要に応じて区民の方がいつでも土のうを持ち出せる「土のうステーション (緊急用簡易土のう置き場)」を設置しております。土のうステーションの所在地と、ご利用方法をご案内します。

設置番号	設置場所(名称)	所在地
世1	区役所(第1庁舎裏側)	世田谷4-2-1
世2	城山分庁舎(玄関前)	世田谷4-2-4
世4	世田谷地区会館	世田谷2-23-10
世5	野多見公園	世田谷2-30-16
世6	後援地区センター	世田谷1-26-11
世7	築港7丁目公園	築港3-5
世8	急務センター	築港3-16
世9	山崎地区会館	築港4-32
世10	蛇形川緑道(三軒茶屋2-3付近)	三軒茶屋2-3付近
世11	世田谷元山公園	三軒茶屋2-33
世12	三軒茶屋公園	三軒茶屋2-27-8
世13	上馬公園	上馬4-37
世14	小倉公園	駒沢2-4-2
世15	駒沢生活実習所	駒沢2-1-5
世16	急務公園	上馬5-34
世17	蛇形川緑道(三軒茶屋2-43付近)	三軒茶屋2-43
世18	世田谷警察入口交差点付近歩道緑地帯	世田谷2-14
世19	鳥山川緑道(若林1-28付近)	若林1-28
世20	鳥山川緑道(若林1-32付近)	若林1-32
世21	雁台公園	雁台5-3-11
世22	鳥山川緑道(線道1-4付近)	線道1-4付近
世23	鳥山川緑道(次子堂2-32付近)	次子堂2-32付近
世24	蛇形川緑道(下馬5-34付近)	下馬5-34付近
世25	板立字川緑地	板立3-28-10
世26	深原北公園	深原2-27-16
北1	代沢まちづくりセンター	代沢3-27-9
北2	代田五丁目公園	代田5-32-9
北3	北沢五丁目児童遊園	北沢5-13
北4	北沢地区会館	北沢3-3-10
北5	池ノ上青少年交流センター	代沢3-37-8
北6	北沢川緑道(代田3-43付近)	代田3-43付近
北7	松原公園	松原5-35-14
北8	桜上水南地区会館	桜上水3-4-11
北9	上北沢八幡公園	桜上水3-21-10
北10	北沢川緑道(宗道1-29付近)	宗道1-29付近
北11	香取公園	香取4-10-1
北12	涌止北公園	涌止1-40-6
北13	松原5-8歩道沿	松原5-8
玉1	玉川駅前支所	等々力3-4-1
玉2	上野毛地区会館(小野宮まちづくりセンター)	中野2-33-11
玉3	玉川中学校(西門)	中野4-2-1
玉4	玉川三木公園管理事務所	中野4-35-11
玉5	玉川中野公園	中野5-19
玉6	駒沢緑道センター(北側)	駒沢5-10
玉7	駒沢地区会館	駒沢11-42-2
玉8	香川緑道(深沢3-5付近)	深沢3-5付近
玉9	東横沢中学校(東側)	深沢4-18
玉10	三島公園	深沢5-11
玉11	深沢地区センター	深沢4-33-11
玉12	上用賀児童館	上用賀4-14-9
玉13	上用賀三丁目公園	上用賀3-6
玉14	朋賀山神社	門賀2-9-9
玉15	二子玉川公園(本務所前)	玉川1-16-1
玉16	玉川地区会館	玉川1-12-16
玉17	鳥山台地区会館	等々力2-17-14
玉18	二子玉川地区会館別荘	玉川3-27-1
玉19	丸森弘川緑道(東沢7-12付近)	東沢7-12付近
玉20	三好地区会館	玉川4-1
玉21	玉環小学校正門付近路上	玉環2-13
玉22	等々力一丁目公園	等々力1-1-15
玉23	野毛西公園	野毛3-18
玉24	五子川(ひらばら公園)	野毛2-25-17
玉25	玉川1丁目野毛公園	玉川1-7付近
玉26	二子玉川公園(上野毛側)	上野毛2-28
玉27	松こじやち公園(足尾路上)	奥沢7-44付近
玉28	丸森弘川緑道(東沢7-48付近)	東沢7-48付近
玉29	三好地区会館	奥沢11-42-1
緑1	鎌田区民会館	鎌田2-1-24
緑2	松まちづくりセンター	緑5-8-18
緑3	喜多見まちづくりセンター	喜多見5-11-10
緑4	鎌田地区センター	鎌田3-35-1
緑5	宇奈根地区会館	宇奈根1-23-20
緑6	ゆうほうと世田谷レクセンター	鎌田2-17-1
緑7	野川緑地会館(ピクニックセンター)	成城4-29-1
緑8	赤塚ヶ丘児童遊園	成城6-25
緑9	鎌田つつみ広場	鎌田3-4-1
緑10	宇奈根1-23-20子どもの遊び場	宇奈根1-22
緑11	宇奈根三公園	宇奈根2-2
緑12	宇奈根東部記念公園	宇奈根1-42-8
緑13	祖師谷八丁目三叉路バス停横	祖師谷5-38
緑14	登森公園	千歳1-4-1
緑15	第一目黒公園	緑1-30-6
緑16	西経堂第二児童遊園	船橋5-17-1
緑17	喜多見公園	喜多見2-10-45
緑18	石井神公園	大蔵5-1-20
緑19	山手遊歩路上	環状3-40付近
鳥1	上北沢地区会館	上北沢2-1-3
鳥2	北島山地区会館	北島山9-25-26
鳥3	船倉地区センター	船倉4-13-6
鳥4	鳥山公園(船橋)	北島山11-20-1
鳥5	船倉まのほな児童遊園	船倉2-10-147付近
鳥6	上沼津6丁目	上沼津6-24
鳥7	みどり橋(仙川)	船倉2-11付近
鳥8	船橋台(仙川)	上沼津2-22-45
鳥9	船橋台(仙川)	上沼津2-20-45
鳥10	千歳清梅工場付近路上	八幡山2-6
鳥11	明大八幡山グラウンド付近路上	八幡山2-10
鳥12	中央自動車道下路上	北島山3-22

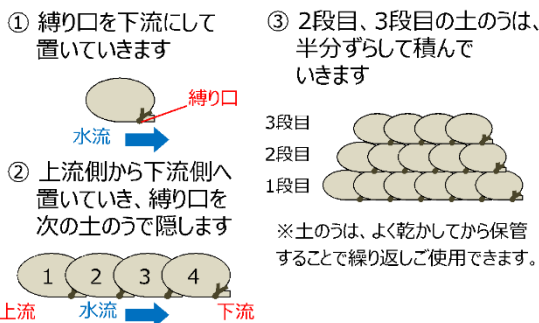
◇ご利用方法◇

城山分庁舎の土のうステーションの写真でご説明します



◎間口1mに1段土のうを積みむには、5kg土のうは5~6個、10kg土のう3~4個が必要です。

○土のうの積みかたのポイント○



◎お問合せ先◎
世田谷区土木部 土木計画調整課調整係
 TEL : 03-6432-7954
 FAX : 03-6432-7993

(6) 止水板設置等への助成

世田谷区ではこれまで、土のうステーションを設置し、区民の皆様に土のうを無償提供することで自助の促進を図ってきました。しかし、近年の降雨は局地的・突発的に大量の雨を降らせる傾向が見られ、土のうの準備が間に合わないことも想定されるため、さらなる自助の促進が必要となります。このため、大雨に伴う浸水被害の軽減に向けた自助の取組みを一層支援するため、令和8年4月より住宅、事業所等における止水板設置費用の一部に対する助成事業を実施しています。

豪雨から建物を守る！

止水板設置費助成のご案内



止水板を設置した際の費用の一部を助成します

▶ **止水板とは？**
建物等への浸水を防止することを目的として、出入口や開口部に設置するパネルを指します。工事を必要とする製品と工事不要の製品があり、世田谷区ではどちらも助成対象です。

▶ **助成対象の方**
世田谷区内で止水板の設置・購入を行う住宅・事業所等の所有者又は使用者
※別途条件があります。

▶ **助成内容**
①止水板設置等にかかる工事費用
②簡易型止水板の購入費用
※浸水に耐える材質で、JIS規格(JIS A 4716)で定められた浸水防止性能に準じた製品をお選びください。

▶ **助成する額**

①工事を伴う場合

	助成率	限度額
個人	4/5	100万円
法人	3/5	100万円

②購入のみの場合

	助成率	限度額
個人	4/5	16万円
法人	3/5	16万円

▶ **対象例**



①工事を伴う止水板



②簡易型止水板

※手続きの流れは裏面をご覧ください

世 田 谷 区

助成金申請手続きの流れ

※令和7年7月10日から令和8年3月31日までに設置・購入した止水板も対象となります。一般的な手続きと異なりますので、まずはご連絡ください。

事前相談

止水板の設置(購入)予定について、**ご相談ください。**

申請書提出

事前相談にて調整した内容で、申請書および関係書類を提出してください。

現場確認

止水板を設置する予定の箇所について確認します。

申請内容確認

申請内容について、不備等がないか確認します。

適用決定通知

申請内容に問題なければ、適用決定通知書を交付します。

**止水板設置工事
簡易型止水板購入**

適用決定通知書の受領後、**止水板の設置(購入)を行ってください。**また、申請内容に変更等がある場合は、下記までご連絡ください。

完了届提出

止水板の設置(購入)が完了しましたら、完了届および関係書類を提出してください。

現地確認

提出していただいた完了届および関係書類をもとに、現地にて設置(購入)を確認します。

交付決定通知

現地確認において問題なければ、交付決定通知書を交付します。

請求書提出


交付決定通知書の交付後、請求書を提出してください。**交付決定通知書(写)の添付が必須です。**

助成金交付

助成金を指定の口座に振り込みます。

ご不明点・ご相談につきましては、下記までご連絡ください。 世田谷区：世田谷区が行う手続き

世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)
TEL:03-6432-7963 FAX:03-6432-7993



出典：世田谷区 土木部

3. 治水対策の上位計画

3.1 治水対策におけるこれまでの経緯

(1) 総合治水対策に対する国の経緯

治水対策におけるこれまでの国の動きは以下の通りです。

昭和52年 6月	「総合的な治水対策について」中間答申
昭和52年10月	「総合治水対策協議会」を設置
昭和55年 5月	総合治水対策の具体的対策とりまとめ
昭和55年～平成12年	全国で17河川流域を「総合治水対策特定河川」として選択
平成15年 6月	「特定都市河川浸水被害対策法」制定 (鶴見川、新川、寝屋川の3河川を指定)
平成16年11月	豪雨災害対策総合政策委員会を設置
平成16年12月	総合的な豪雨災害対策についての緊急提言
平成17年 4月	「総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)」とりまとめ 水防法の改正
平成20年 8月	中小河川における局地的豪雨対策WGを設置
平成21年 1月	中小河川における局地的豪雨対策WG報告書策定
平成26年 5月	雨水の利用の推進に関する法律
平成26年 7月	水循環基本法
平成27年11月	水防法改定(洪水浸水想定区域図の周知)
平成29年 6月	水防法改定(水防災意識社会再構築)
令和 元年10月	「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言
令和 3年 4月	提言改訂
令和 3年 7月	水防法の改正(洪水浸水想定区域図の指定対象の拡大)
令和 3年11月	「特定都市河川浸水被害対策法」改正(通称「流域治水関連法」)
令和 5年11月	気象業務法及び水防法の改正(予測水位情報の提供)

(2) 東京都、区の経緯

治水対策におけるこれまでの東京都、区の動きは以下の通りです。

表 3.1 治水対策における東京都、区の動き

東京都		世田谷区
昭和56年	11月 総合治水対策連絡会 設置	
昭和57年	6月 総合治水対策連絡会 中間報告	
昭和58年	7月 総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱 策定	
	10月 総合治水対策調査委員会 設置	
昭和59年	7月 総合治水対策調査委員会 中間報告	11月 総合治水対策計画 策定
昭和61年	7月 東京都における総合的な治水対策のあり方について (61答申)	
	12月 東京都区部中小河川流域治水対策協議会設置	
平成元年	5月 目黒川流域の総合的な治水対策暫定計画 策定	
	5月 神田川流域の総合的な治水対策暫定計画 策定	
平成 4年	4月 野川流域の総合的な治水対策暫定計画 策定	
平成 5年	2月 呑川流域の総合的な治水対策暫定計画 策定	
	2月 東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会を東京都総合治水対策協議会に拡大改組	
平成 7年	5月 谷沢川・丸子川流域の総合的な治水対策暫定計画 策定	
平成 8年		4月 世田谷区流域治水対策推進計画 策定
平成12年	3月 雨水整備クイックプラン 策定	10月 世田谷区流域治水対策推進計画 (第2次) 策定
平成16年	9月 新・雨水整備クイックプラン 策定	
平成19年	8月 東京都豪雨対策基本方針 策定	
平成20年	9月 東京都地下空間浸水対策ガイドライン ー地下空間を水害から守るためにー 策定	
平成21年	3月 神田川流域豪雨対策計画 策定	10月 世田谷区豪雨対策基本方針 策定
	11月 目黒川、呑川、野川流域の豪雨対策計画 策定	
平成22年		3月 世田谷区豪雨対策行動計画 策定
平成24年	11月 東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について最終報告 中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～ 策定	
平成25年	2月 東京都下水道事業 経営計画 2013 策定	
	12月 豪雨対策下水道緊急プラン 策定	
平成26年	6月 東京都豪雨対策基本方針 (改定) 策定	12月 世田谷区豪雨対策行動計画 (後期) (平成26年度～平成29年度まで) 策定
平成28年	3月 東京都下水道事業 経営計画 2016 策定	3月 世田谷区豪雨対策基本方針 修正
平成30年	3月 神田川流域豪雨対策計画 (改定) 策定	6月 世田谷区豪雨対策行動計画 (平成30年度～平成33年度) 策定
平成31年	3月 野川、呑川流域豪雨対策計画 (改定) 策定 谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画 策定	
令和元年	11月 目黒川流域豪雨対策計画 (改定) 策定	
令和 2年	1月 東京都豪雨対策アクションプラン 策定	
令和 3年	3月 東京都下水道事業 経営計画 2021 策定 「未来の東京」戦略 策定	
令和 3年	8月 (仮称) 城南地区河川他3水系流域治水プロジェクト 策定	
令和 4年	3月 下水道浸水対策計画2022 策定	3月 世田谷区豪雨対策行動計画 (改定) 策定
	12月 TOKYO強靱化プロジェクト 立上げ	
令和 5年	12月 「東京都豪雨対策基本方針 (改定)」策定 気候変動を踏まえた河川施設のあり方 策定	

(3) 東京都における総合的な治水対策の考え方

昭和61年7月の総合治水対策調査委員会「東京都における総合的な治水対策のあり方について(61答申)」(本報告)が、東京都における総合治水対策の基本となっています。

1) 将来の治水水準

- ①将来の治水水準は50年～100年に一回生起する降雨に対処できる程度とする。
- ②既定計画をふまえ、暫定計画、長期計画、基本計画へと順次治水水準の向上を図る。

- ◇「既定計画」は、3年に1回程度生起する降雨(概ね時間50ミリに相当)を計画規模とし、河川は河道拡幅方式、下水道は管渠拡張方式によって進められている。
- ◇「暫定計画」は、既定計画の治水水準を早期に確保するとともに、長期計画・基本計画にむけて雨水貯留浸透施設の推進を図る事業計画である。
- ◇「長期計画」は、10～20年に1回生起する降雨(区部:概ね時間75ミリ、多摩部:概ね時間65ミリに相当)に対処できる治水水準を目標とした治水対策であり、21世紀初頭を目途とする。
- ◇「基本計画」は、当該河川流域が将来備えることが望ましい、50年～100年に1回生起する降雨(概ね時間100ミリに相当)に対処できる治水水準に基づいて策定されるものである。

2) 流域対策

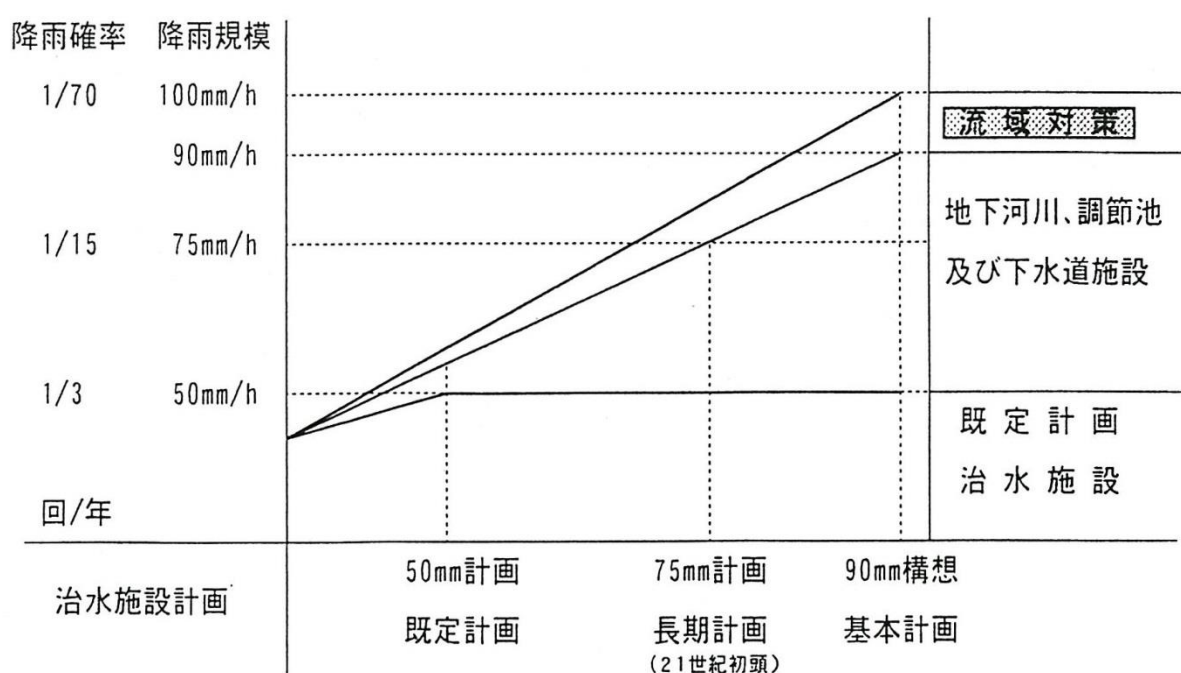
- ①公共施設及び大規模民間施設に設置する雨水流出抑制施設によって、流域平均で時間10ミリ程度を分担する。
- ②暫定計画の段階から推進に努め、基本計画に位置付ける。

3) 治水施設の整備

- ①河川及び下水道における流下施設(河道、管渠)は既定計画の「時間50ミリ対策」で時間50ミリ程度まで対処する。
- ②長期計画及び基本計画において、既定計画を超える対策水量については公共施設及び大規模民間施設用地に設置する雨水貯留浸透施設とともに洪水調節池等で分担する。

4) 暫定計画の概要

「東京都における総合的な治水対策のあり方について（6 1 答申）」（本報告）をうけて、昭和61年に都関係局及び関係区で構成する「東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会」が設置され、平成5年には「東京都総合治水対策協議会」に改組されました。協議会では、各流域の総合的な治水対策暫定計画を策定しています。いままでに、神田川、目黒川、野川、呑川、谷沢川・丸子川、石神井川及び渋谷川・古川について総合的な治水対策暫定計画が策定されています。（前表 2.3 参照。石神井川流域及び渋谷川・古川流域は世田谷区に含まれません。）



出典：「世田谷区流域治水対策推進計画」（平成8年4月）世田谷区

図 3.1 東京都区部中小河川流域の治水計画関係図

3.2 東京都豪雨対策基本方針（改定）の概要

東京都では、これまで、昭和61年7月の「東京都における総合的な治水対策について（61答申）」（本報告）に基づいて目標を定め、治水対策に取り組んできました。しかし、平成17年9月4日における局所的集中豪雨により、世田谷区をはじめ杉並区、中野区において約6,000棟に及ぶ甚大な浸水被害が発生しました。さらに、近年における雨水流出率の増大、地域防災力の低下等の課題をふまえて、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定しました。その後、対策の推進により一定の成果を挙げてきましたが、平成20年8月、平成22年7月及び平成25年7月に計画降雨を超える豪雨が発生しました。これにより、世田谷区や目黒区を中心に500棟が浸水することとなりました。依然として浸水被害が発生していることを受け、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定しました。

一方、国においても「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月の答申を踏まえ、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考えに基づいて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進することとなりました。

これらの背景を踏まえ、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、気候変動に対応するため対策の目標を引き上げ、豪雨対策の5つの施策の更なる強化とあらゆる関係者の連携により新たな取組を生み出すことを狙いとしています。

(1) 豪雨対策の基本方針



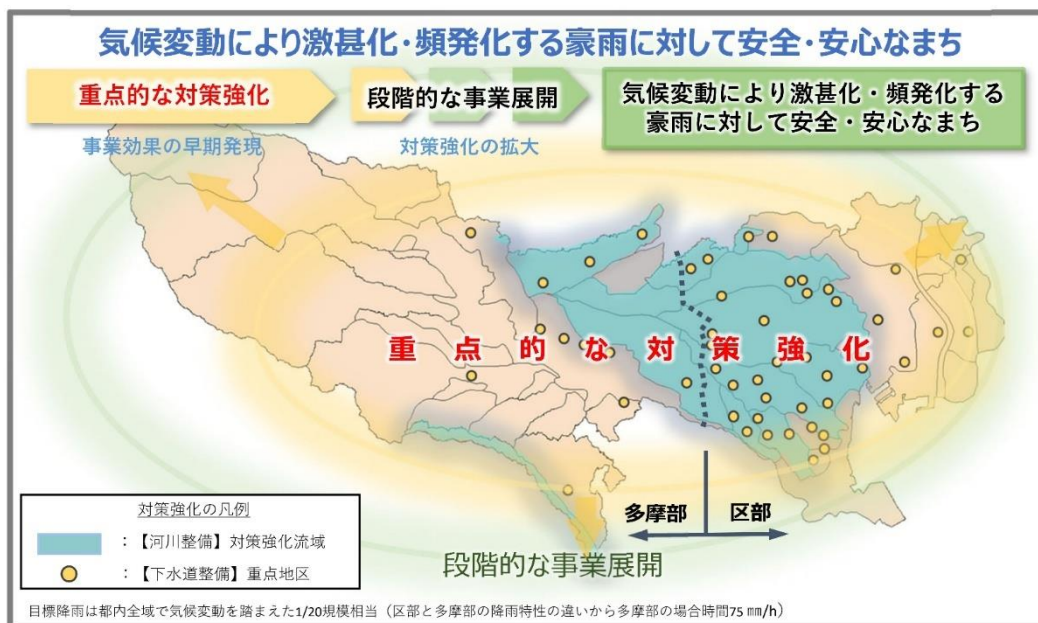
出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）概要版」（令和5年12月）

1) 外水はん濫への対応

- ・気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対してより効率的・効果的に対策を推進するため、これまでの浸水被害の状況や、現在及び将来の浸水時に想定される被害の深刻度を踏まえて評価し、早期に安全性を向上すべき流域を抽出
- ・以下の10流域を「対策強化流域」として選定し、新たな整備目標に向けた豪雨対策を推進
 - ①神田川流域 ②石神井川流域 ③白子川流域 ④柳瀬川流域
 - ⑤谷沢川・丸子川流域 ⑥野川流域 ⑦目黒川流域 ⑧呑川流域
 - ⑨渋谷川・古川流域 ⑩境川流域

2) 内水はん濫への対応

- ・早期に浸水を解消するため、区部の下水道整備においては「重点地区」を67地区定めて対策を進め、今後、事業の進捗や浸水被害の発生状況などに応じて、「重点地区」の追加を検討



出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（令和5年12月）

図 3.2 対策強化流域、重点地区の位置図

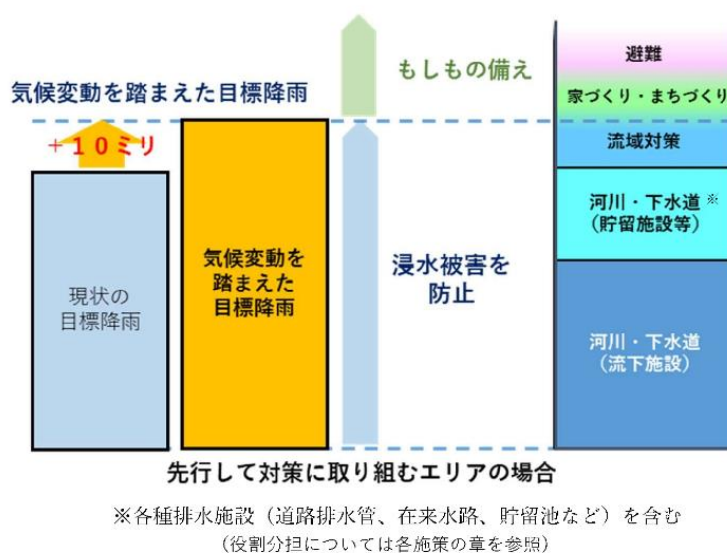
(2) 東京都豪雨対策基本方針（改定）の見据える期間

東京都豪雨対策基本方針（改定）においては、将来の気候変動リスクを踏まえた 2040 年代に目指す東京の姿である「気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対して安心・安全なまち」の実現に向けた基本的な考え方を示すものです。

(3) 東京都豪雨対策基本方針（改定）の目指すところ

気候変動を踏まえた目標降雨に対し、河川整備、下水道整備、流域対策の主要な施策で浸水被害を防止することとし、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策、避難方策に取り組み、もしもの備えを進めます。

もしもの備えは、目標降雨を超えてしまう場合のみではなく、浸水被害防止の取組過程においても有効であることから、各施策を組み合わせることで推進することが必要です。



出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（令和 5 年 1 2 月）

図 3.3 豪雨対策の目標と各施策における基本的な役割分担

(4) 東京都豪雨対策基本方針（改定）における公民の役割分担

豪雨対策におけるあらゆる関係者による自助・共助・公助の取組例の一覧は以下の通りです。

	公助	共助	自助
想定しうるすべての豪雨から都民を守る (目標を超える降雨)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の充実 ・水防計画等の策定 ・地下街の避難誘導の指導強化 ・情報の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動 ・NPO活動 ・自治会活動 ・水防団活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難
	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村への支援充実、要綱・条例等の整備 ・地下街等浸水対策計画の内容充実 ・地下鉄浸水対策 ・高台まちづくり ・グリーンインフラの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄・地下街の浸水対策計画の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅での地下空間浸水防止対策 ・高床式建築 ・電気設備の上階設置
浸水被害の防止 (目標とする降雨) 気候変動を踏まえた 年超過確率1/20規模相当	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での貯留浸透施設設置 ・民間の貯留浸透施設設置への補助 ・公園や緑地の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間開発地、企業、浸透施設の設置 ・民間緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅等での貯留
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川（貯留施設等）、下水道 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川（流下施設）、下水道 		

出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（令和5年12月）

図 3.4 自助・共助・公助で協働した役割分担のイメージ

(5) 東京都豪雨対策基本方針（改定）における具体的取組

東京都豪雨対策基本方針（改定）においては、以下の5つの項目について目標と具体的取組が示されています。

表 3.2 各対策における目標と具体的取組（その1）

<p>1. 外水はん濫を防ぐ「河川整備」</p>
<p>〔河川整備の目標と進め方〕</p> <p>気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 の規模の降雨に対応 河川整備については、対策強化流域から先行して対策を進めていくこととし、流域対策による河川への流出抑制効果を含め、目標の降雨に対し、河川からの溢水を防止していく。</p>
<p>〔河川整備の具体的取組〕</p> <p>①河道の整備推進 ②調節池等を活用した効率的・効果的な対策 ③東部低地帯の対策 ④他事業との連携 ⑤河川施設の維持・保全</p>
<p>2. 内水はん濫を防ぐ「下水道整備」</p>
<p>〔下水道整備の目標と進め方〕</p> <p><下水道整備（区部）> 目標降雨である時間 85 ミリ降雨に対し、流域対策を組み合わせ、内水はん濫による被害を防止 時間 75 ミリ降雨に対応する下水道施設整備に、流域対策を加え、目標降雨に対し、内水はん濫による被害を防止する。 整備の進め方については、早期に内水はん濫による被害を軽減するため、内水はん濫リスクが高い地区を重点化し、幹線や貯留施設などの基幹施設を整備する。</p> <p><下水道整備（多摩部）> 目標降雨である時間 75 ミリ降雨に対し、流域対策、多様な対策手法を組み合わせ内水はん濫による被害を防止 地域の雨水の集まりやすさや雨水排水のしやすさ、各種排水施設の整備状況などを踏まえて、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修等多様な対策手法を組み合わせ時間 65 ミリ降雨に対応し、流域対策を含め、目標降雨に対応する。</p>
<p>〔下水道整備の具体的取組〕</p> <p>①既存ストックの活用公共下水道（市町村）における重点化と多様な対策手法の活用（区部） ②効果の早期発現（区部） ③河川整備に合わせた放流量の段階的な増強（区部、多摩部） ④他事業との連携（区部、多摩部） ⑤公共下水道（市町村）における重点化と多様な対策手法の活用（多摩部） ⑥流域下水道幹線における対応（多摩部） ⑦公共下水道（市町村）の浸水対策への支援（多摩部）</p>

表 3.3 各対策における目標と具体的取組（その2）

<p>3. 雨水の流出を抑える「流域対策」</p>
<p>〔流域対策の目標等〕</p> <p>公共、民間施設における雨水貯留・浸透施設設置への支援を充実し、あらゆる関係者の取組を促す広報の強化等を行い、時間降雨 10 ミリ分を超える対策を行っていく。</p> <p>〔流域対策の具体的取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公共施設における流域対策の推進 ②大規模民間施設における流域対策の推進 ③小規模民間施設における流域対策の推進
<p>4. 水害に強い「家づくり・まちづくり対策」</p>
<p>〔家づくり・まちづくり対策の具体的取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①浸水危険度に関する情報の事前周知 ②家づくり・まちづくり対策についての情報共有化 ③浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の推進 ④高台まちづくりの推進 ⑤グリーンインフラを活用した家づくり・まちづくり対策の推進
<p>5. 生命を守る「避難方策」</p>
<p>〔避難方策の具体的取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①降雨・水位等の情報共有の充実 ②地域としての防災力向上